

# 振 動

# 1. 工場等に関する規制

## 1 - 1 振動規制法による規制

### (1) 規制の適用を受ける施設

番号	用途区分	施設名	規模又は能力
1	金属製品の製造又は加工に用いるもの	イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ. 機械プレス	
		ハ. せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに 限る。
		ニ. 鍛造機	
		ホ. ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに 限る。
2	工場又は事業場に用いるもの	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに 限る。ただし、冷凍機を除く。
3	土石用又は鉱物用に用いるもの	破碎機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに 限る。
		摩碎機	
		ふるい	
		分級機	
4	繊維製品の製造に用いるもの	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材の製造に用いるもの	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上の ものに限る。
		コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上の ものに限る。
		コンクリート柱製造機械	
6	木材の加工に用いるもの	イ. ドラムバーカー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに 限る。
		ロ. チッパー	
7	印刷に用いるもの	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに 限る。
8	ゴム又は合成樹脂練用に用いるもの	ロール機	カレンダーロール機以外のもので、原 動機の定格出力が30kW以上のものに 限る。
9	合成樹脂製品の製造に用いるもの	合成樹脂用射出成形機	
10	金属製品の製造又は加工に用いるもの	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

(2) 規制基準

区域の区分	地域の区分	時間の区分	
		昼 間(午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜 間(午後 7 時から 翌日午前 8 時まで)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種区域は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1. 地域の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる区域とする。
2. 第二種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

## 1 - 2 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

### (1) 規制の適用を受ける施設

用途区分	番号	施設名	規模又は能力
金属製品の製造 又は加工に用いるもの	1	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	2	機械プレス	
	3	せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のもの
	4	鍛造機	
	5	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
	6	ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	
工場又は事業場に用いるもの	7	ディーゼルエンジン(非常用を除く)	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
	8	振動コンベアー	
	9	圧縮機(冷凍機を除く)	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
土石用又は鉱物用に用いるもの	10	破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
工場又は事業場に用いるもの	11	織機(原動機を用いるものに限る)	
	12	製網機(原動機を用いる結節型のものに限る)	
	13	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	
木材の加工に用いるもの	14	ドラムバーカー	
	15	チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
工場又は事業場に用いるもの	16	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
ゴム又は合成樹脂練用に用いるもの	17	ロール機(カレンダーロール機以外のものに限る)	原動機の定格出力が30kW以上のもの
工場又は事業場に用いるもの	18	合成樹脂用射出成形機	
	19	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)	
	20	ダイカストマシン	
	21	シェークアウトマシン	
	22	遠心分離機(洗濯用脱水機を含む)	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの

- 備考 1. 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域においては、この表の施設名欄に掲げる施設から同法第2条第1項の特定施設を除く。
2. 前項に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。
3. 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。
- 表中、□ のものは、条例による横だし施設又は振動規制法との能力が異なるものを示す。

(2) 規制基準

地域の区分		時間の区分	
		昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間(午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
1	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く)	65 デシベル	60 デシベル

備考 この表の 2 の地域については、当該地域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

## 2 建設作業に関する規制

### 2 - 1 振動規制法による規制

(1) 規制の適用を受ける建設作業及び規制基準等

ア) 規制内容等は表 1、表 2 のとおり

(ただし、当該作業がその作業を開始した日に完了するものを除く)

イ) 作業禁止時間、1日の作業時間、作業期間について、1号区域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域と、工業地域のうち保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域、2号区域は工業地域のうち、1号区域以外の区域

ウ) 建設作業開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を市長に届け出ること

### 2 - 2 三重県生活環境の保全に関する条例

(1) 規制の適用を受ける建設作業及び排出基準等

ア) 規制内容等は2 - 1 - (1)と同様

イ) 適用地域は振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域を除く、その他の地域(1号区域に該当)ただし工業専用地域は除く

ウ) 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物の敷地境界線から500メートルを超える地域で行われる作業を除く

エ) 工事の開始の日の7日前までに市長に届け出ること

表 1 【特定】建設作業の種類

番号	【特定】建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	・ くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。) ・ くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) ・ くい打くい抜機 (圧力式くい打くい抜機を除く。)
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	
4	ブレーカーを使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	手持式のものを除く。

[ 参考 ] 規制対象例

くい打機等を使用する作業（ディーゼルハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、ドロップハンマ等）

舗装版破碎機を使用する作業（ドロップハンマ、車等）

鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

（1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させ、鋼球の衝撃力を利用して破壊する作業）

ブレーカーを使用する作業

（一般的にショベル系掘削機に取り付け、油圧又は圧縮空気等の動力によりコンクリートなどをうがつ“のみ”を駆動し、衝撃によって破壊する作業）

表2 規制基準等

規制項目	区域区分	振 動	適用除外
基 準 値	-	75 デシベル	-
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日の午前7時	
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数	-	連続6日	
作業禁止日	-	日曜日その他休日	

注 1 基準値は【特定】建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 適用除外

災害その他の非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合

鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合

道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付された場合

変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

3 勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する【特定】建設作業については、騒音又は振動の防止の方法を改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

### 3 . 道路交通振動に係る要請

#### 3 - 1 振動規制法による要請を行う場合の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
第 一 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 二 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分	地域の区分	
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動が限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは道路交通振動の防止のために舗装、維持、修繕を要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るよう要請するものである。</li> <li>学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は 5 デシベルを減じた値とすることができる。</li> </ul>
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

#### 備 考

- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値 80% レンジ上端数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。



